

議案第 96 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和 30 年朝霞市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第 2 条 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年朝霞市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 45 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号及び第 4 号並びに第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 4 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 45 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号及び第 4 号並びに第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正）

第 5 条 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成 20 年朝霞市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正）

第 6 条 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（令和 2 年朝霞市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条及び第 25 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 7 条 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年朝霞市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項から第 6 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

令和６年１１月２５日提出

朝霞市長 富岡 勝則